様式第４号（第３条関係）

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

○○○○（以下「甲」という。）と沖縄県名護市（以下「乙」という。）は、気候変動適応法第21条第３及び名護市指定暑熱避難施設指定実施要綱（以下「要綱」という。）第２条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第３条　この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

⑴　名称

⑵　所在地

（供用部分）

第４条　対象施設において住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は次に掲げるとおりとする。

（開放可能日等）

第５条　対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

⑴　開放する曜日

⑵　開放する時間帯

⑶　開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

（施設の管理及び運用）

第６条　甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。

２　乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。
３　乙は、対象施設を指定暑熱避難施設として開放している間は、住民等に指定暑熱避難施設であることがわかるよう、当該施設の出入口等の分かりやすい場所へポスター等を掲示するものとする。
４　電気使用料等、指定暑熱避難施設の開放に当たって必要な経費は事業者の甲の負担とする。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）
第６条　乙は、沖縄県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。
２　甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第５条に定める開放可能日等において一般に開放するものとする。
３　前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

（変更の協議）
第７条　甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、要綱第３条で定める変更届出書を乙に提出し、協議するものとする。
２　乙が、変更後も適切に指定暑熱避難施設を運用できると認めた場合、要綱第３条に定める変更通知書で甲に通知するものとする。

（指定の解除）
第８条　乙は、指定の期間中であっても、対象施設が要綱第３条第７項のいずれかに該当するときは、対象施設の指定を解除することができる。
２　乙が、前項の規定により指定を取り消したときは、要綱第３条に定める指定解除通知書で甲に通知するものとする。
３　乙は、前項の規定により指定を取り消したときは、速やかに公表するものとする。

（協定の有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定を締結した日の属する年度の３月31日までとする。ただし、当該期間の満了１か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

様式第４号（第３条関係）

（協議）

第10条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　住所

氏名

乙　住所　沖縄県名護市港一丁目１番１号

氏名　名護市長